

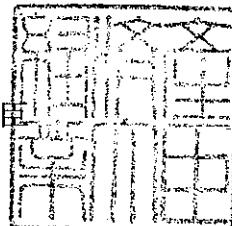
経済産業省

平成17・03・03原第4号

平成17年11月11日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可  
について（諮問）

日本原燃株式会社代表取締役社長 児島 伊佐美から、平成17年3月3日付け濃計発第269号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎の部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第16条第3項において準用する法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

## 別 紙

法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、核燃料物質の貯蔵能力のうち、既設の天然ウランの貯蔵区域の一部を劣化ウランの貯蔵区域に変更するとともに劣化ウランの貯蔵区域を一部変更する。また、既設均質・ブレンディング設備を利用し、劣化ウランを詰替え、出荷する工程を追加することに伴い劣化ウランの詰替え、出荷に用いる廃品シリンドラに熱的制限値を設けるものである。

### 1. 法第14条第1項第1号（加工の能力）

本件申請については、申請者の核燃料物質の加工事業の能力を変更するものではないことから、申請のとおり許可しても加工事業者の加工の能力が過大になることはないと認められる。

### 2. 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に係る資金は要しない。

このことから、加工事業を変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。